



帯人事第 178 号
令和 6 年 7 月 3 0 日

帯広市監査委員 川 端 洋 之 様
同 秋 田 勝 利 様
同 大竹口 武 光 様

帯広市長 米 沢 則 寿
(総務部組織人事室人事課担当)

監査の結果に対する措置の通知について

令和 6 年 3 月 26 日付帯監査第 153、154 号において提出のありました監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知いたします。



下期定期監査指摘	措置状況
収入及び支出事務等の全般について監査した結果、事務処理はおおむね適正に行われていることを確認しました。 しかしながら、監査の結果として記載したとおり、支出事務について、その支給に関し、必要な手続き等の規定を明確にせず処理が進められた事例など、改善を要する事務処理が見受けられました。 また、これまで指摘した財産管理事務について、依然として改善が図られていない事例があったことについては、それぞれの職責のもと最大限の注意をもって事務執行に当たるよう徹底した指導を求めます。 今後におかれましては、指摘した事項の改善に取り組むとともに、より一層適正な事務執行に努め、更なる内部統制の充実に努められますよう期待いたします。	今期の指摘に対しては、特に繰り返し指摘を受けている財産管理事務を中心に是正措置を講じていくほか、過年度の指摘内容や措置状況の組織内での共有を進め、事務の基本となる法令等の習熟を図り、引き続き、適正事務を執行するよう努めてまいります。